

第 29 号議案

八王子市印鑑条例の一部を改正する条例設定について

八王子市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市印鑑条例の一部を改正する条例

八王子市印鑑条例（昭和 51 年八王子市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）</u></p> <p><u>第 18 条 前 2 条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明の申請をし、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 42 条第 2 項に規定する暗証番号とする。</u></p> <p>（関係人に対する質問等）</p> <p><u>第 19 条</u> （略）</p>	<p>（関係人に対する質問等）</p> <p><u>第 18 条</u> （略）</p>

(八王子市行政手続条例の適用除外) 第20条 (略)	(八王子市行政手続条例の適用除外) 第19条 (略)
(委任) 第21条 (略)	(委任) 第20条 (略)

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。